

議 案 第 32 号

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため。

松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（昭和26年松戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表中

「	「								
<table border="1"><tr><td>100分の227.5</td></tr><tr><td>100分の182</td></tr><tr><td>100分の136.5</td></tr><tr><td>100分の68.25</td></tr></table>	100分の227.5	100分の182	100分の136.5	100分の68.25	<table border="1"><tr><td>100分の232.5</td></tr><tr><td>100分の186</td></tr><tr><td>100分の139.5</td></tr><tr><td>100分の69.75</td></tr></table>	100分の232.5	100分の186	100分の139.5	100分の69.75
100分の227.5									
100分の182									
100分の136.5									
100分の68.25									
100分の232.5									
100分の186									
100分の139.5									
100分の69.75									
」を	」に改める。								

第2条 松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項の表中

「											
<table border="1"><tr><td>6月1日</td><td>12月1日</td></tr><tr><td>100分の212.5</td><td>100分の232.5</td></tr><tr><td>100分の170</td><td>100分の186</td></tr><tr><td>100分の127.5</td><td>100分の139.5</td></tr><tr><td>100分の63.75</td><td>100分の69.75</td></tr></table>	6月1日	12月1日	100分の212.5	100分の232.5	100分の170	100分の186	100分の127.5	100分の139.5	100分の63.75	100分の69.75	
6月1日	12月1日										
100分の212.5	100分の232.5										
100分の170	100分の186										
100分の127.5	100分の139.5										
100分の63.75	100分の69.75										
」を											

「					
<table border="1"><tr><td>割合</td></tr><tr><td>100分の222.5</td></tr><tr><td>100分の178</td></tr><tr><td>100分の133.5</td></tr><tr><td>100分の66.75</td></tr></table>	割合	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75
割合					
100分の222.5					
100分の178					
100分の133.5					
100分の66.75					
」に改める。					

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松戸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。